

静 県 薬 第 528 号  
令和5年 10月 27日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡 田 国 一

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンポスターについて  
(協力依頼)

標題の件について、日本薬剤師会から別添写(令和5年10月25日付け日薬業発第257号)のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<公表先の厚生労働省 HP> [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木  
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028  
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 257 号  
令 和 5 年 10 月 25 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副 会 長 森 昌 平

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンポスターについて  
(協力依頼)

標記について、厚生労働省保険医療介護連携政策課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

先日、開催されたマイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会において、マイナ保険証の利用促進として「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンを実施していくことが示されたことについては、令和5年10月6日付け日薬業発第247号にてお知らせしたところです。

今般、厚生労働省は医療機関・薬局等におけるマイナ保険証の利用促進を働きかけるポスターを関係者と作成し、公表いたしました。

薬局向けポスターは、厚生労働省、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本薬剤師会の連名で作成されております。

マイナ保険証の利用促進に向けて、ご活用いただきたく、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

公表先の厚生労働省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

(別添)

- ・「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンポスターについて (協力依頼)  
(令和5年10月24日付け、厚生労働省保険局医療介護連携政策課)

事務連絡  
令和5年10月24日

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーン  
ポスターについて（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。また、日々のマイナ保険証の利用促進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

マイナ保険証の利用促進については、10月5日に開催いたしました「マイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会」において、効果的な周知広報を行っていくこととしており、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンとして、厚生労働省が先頭に立って、ワンチームでマイナ保険証の利用促進に取り組みたいと考えております。

同意見交換会においては、貴会からのご協力も得まして、医療機関・薬局等におけるマイナ保険証の利用促進を働きかけるポスターを作成し、公表したところ、今後、本ポスターを積極的にご活用いただきたいと考えております。

厚生労働省 HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html))

つきましては、作成しましたポスターの貴会会員の皆様へのご案内にご協力いただくとともに、早期にポスターの掲示を希望される医療機関、薬局等の皆様に向けて、ダウンロード用に貴会ホームページ等で公表いただくことや、印刷用に電子媒体をメールで送付いただくことなど、ポスター活用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、医療機関・薬局の皆様へ、厚生労働省等からポスターの送付ができるよう、調整を行っておりますので、調整が整い次第、追って送付方法等についてもご案内させていただきます。

ご不明な点がありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

以上

【問合せ先】  
厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課保険データ企画室  
小磯・酒井  
E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

# ぜひ、一度使ってみませんか？ マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には  
さまざまなメリットがあります！



薬剤情報等の提供に同意をすると、

**データに基づく適切な医療が受けられる！**

さらに…健康保険証で受診した場合と比べて、  
**初診時等の窓口負担が低くなる！**



限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える  
支払いが免除！**

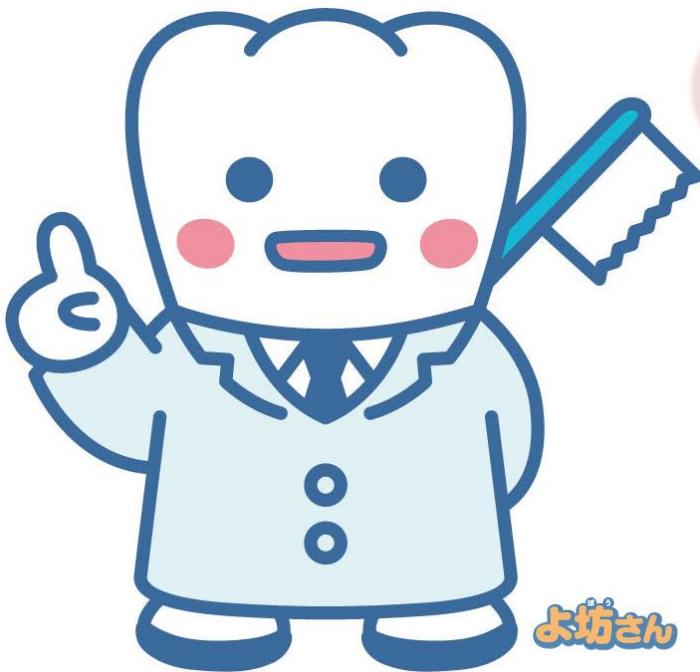
詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは

マイナンバーカード 保険証利用



# 受診の際は マイナンバーカードを



マイナ保険証を  
使ってみませんか



マイナンバーカードの保険証利用で  
いつでもどこでもより良い医療を継続的に



服薬情報等のデータに基づいた  
安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます！

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用



# マイナ保険証 まず、一度使ってみませんか？

マイナンバーカードを  
健康保険証として使ってもらうと  
さまざまなメリットがあります！



薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意をすると、

**データを活用したより良い医療が受けられる！**

薬局には、**マイナ保険証・お薬手帳・処方箋**をセットでご持参ください！



限度額適用認定証等がなくても、

**手続きなしで高額療養費の限度額を超える  
支払いが免除！**

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

詳しくは



マイナンバーカード 保険証利用

